

「学校いじめ防止基本方針」

八戸市立高館小学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめはどの学校においても、どの児童においても起こりうるものであることを踏まえ、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処するために、この基本方針を策定した。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する様子がないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めるために、いじめの防止等の対策を行う。

(2) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはいけない。

(3) いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者及び関係者等との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともにその再発防止に努める。

2 校内体制ーいじめ防止対策委員会の設置（別紙「いじめ防止体制」参照）

「いじめはどの児童においても起こりうるものである」ことを踏まえ、年度当初にいじめ防止対策委員会を設置する。その構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭とする。

いじめ防止対策委員会は、本校におけるいじめ防止等の取組に関する事や、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関する事を行う。

いじめの相談があった場合、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するよう努める。

いじめが発生した場合はその対処に当たるとともに、関係機関等との連絡調整に当たる。

3 いじめの未然防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。教育活動全体をとおして「いのちの教育」を基底に据えた心づくり・人間関係づくりに努め、自己有用感や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高め豊かな人間性や社会性を育てる。

(1) 授業の充実

①「わかった、できた、身についた」が実感できる授業の実践

- ②児童理解に基づいた学習指導と学習形態の工夫（T T、少人数・個別指導）
- ③思いやりや正義感、人権尊重を明確に位置づけた道徳授業の充実
- ④望ましい集団生活を通して人間関係を築く特別活動の充実
- ⑤インターネットや携帯電話等に関する情報モラル教育の充実

(2)生徒指導の充実

- ①自他の生命を大切にする態度の育成
 - ②ルールとリレーションの確立を目指した学級経営
 - ③児童の自己有用感・自己肯定感を高める諸活動の実施
 - ④カウンセリングマインドに基づいた児童との信頼関係の構築
 - ⑤基本的な生活習慣の育成
- (3)保護者や地域社会との信頼づくり
- ①教育情報の適切な発信
 - ②学校公開や保護者参観の活性化
 - ③地域学校連携協議会の事業の推進

4 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。いじめ早期発見のために、様々な手段を講じる。児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応する。

(1)いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている児童や通報した児童の安全を確保する。

いじめ防止体制「いじめ発生時」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2)いじめられている児童、いじめている児童のサイン

日常の観察や諸調査等により、いじめのサインを認知することがある。「ひょっとしたら？」という認識をもった場合は速やかに関係職員へ連絡・相談をする。

(3)教室・家庭でのサイン

日常生活の変化をいち早く察知し、家庭と情報を共有するなど連携を図るとともに関係職員等とも連携して情報の収集に当たる。また、家庭からの連絡や相談については丁寧にかつ慎重に対応し、必要に応じて関係職員や関係機関等との情報交換をする。

(4)相談体制の充実

定期相談：児童との二者面談（年2回 7月・11月）保護者面談の実施（7月）

チャンス相談の活用・保健室機能の活用・生活ノート「高館っ子」等の活用

(5)定期的調査の実施と活用

- ①児童対象のいじめに関するアンケート調査（年2回）→定期相談へ活用
- ②Q-U検査を年2回実施（5月・10月）→教育相談・学級経営に生かす

(6)情報の共有

①職員会議、生徒指導・特別支援委員会、職員朝会等での情報共有

②進級時の引き継ぎ、新入学児童に係る情報交換

③幼保小中連携事業の活用

5 解決に向けた対応

(1)児童への対応

①いじめられている児童への対応

いじめられている児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守るという「いじめられている児童の立場」で、継続的に支援する。

②いじめている児童への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行う。

(2) 関係児童等への対応

被害者・加害者だけでなく、おもしろがって見ていたり見て見ぬふりをしたり、また、止めようとしなかったりする集団(傍観者)に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

(3) 保護者への対応

① いじめられている児童の保護者への対応

相談を受けた場合は複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

② いじめている児童の保護者への対応

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

③ 保護者の対立がある場合

教員が間に入って関係調整が必要となる場合は、双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感を丁寧に聞き取り、寄り添う姿勢で臨む。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。そのため、八戸市教育委員会・警察・福祉関係・児童相談所・医療機関との連携を図る。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額な金品を要求又は奪われた場合

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連續した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、八戸市教育委員会に報告するとともに教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

7 評価

P D C A サイクルを生かし、いじめ問題に対する取組に関する分析を行い、現状を把握するとともに課題を改善する。

学校評価に次の項目を位置付け、取組状況や課題を把握するとともに「地域学校連携協議会」で説明し、助言及び評価を受ける。また、その結果を公表し次年度の取組の改善に生かす。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発防止に関する取組に関すること

8 その他

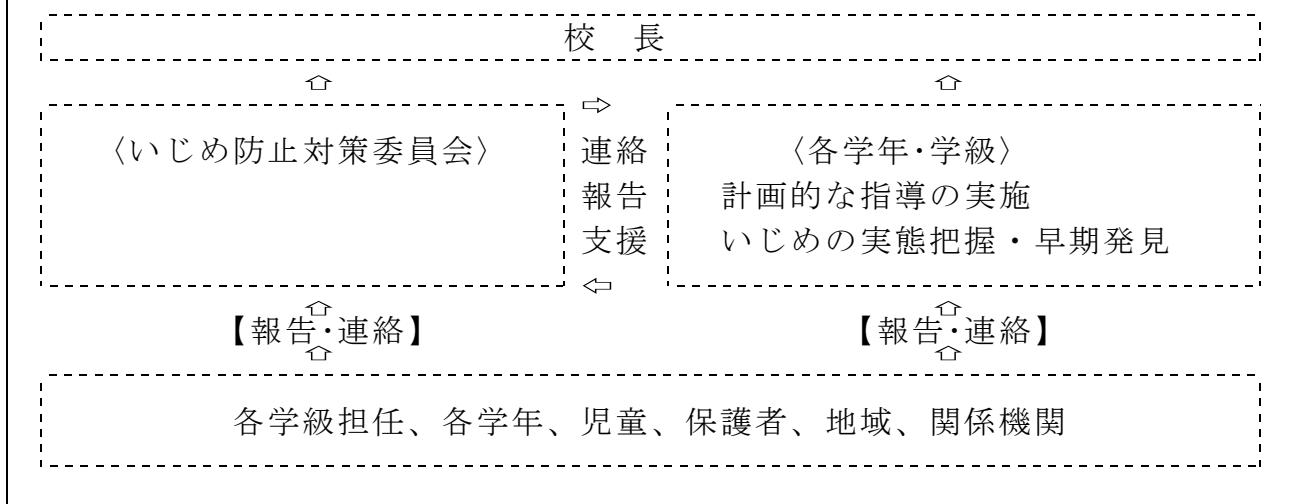
平成26年2月17日に制定

【別紙】

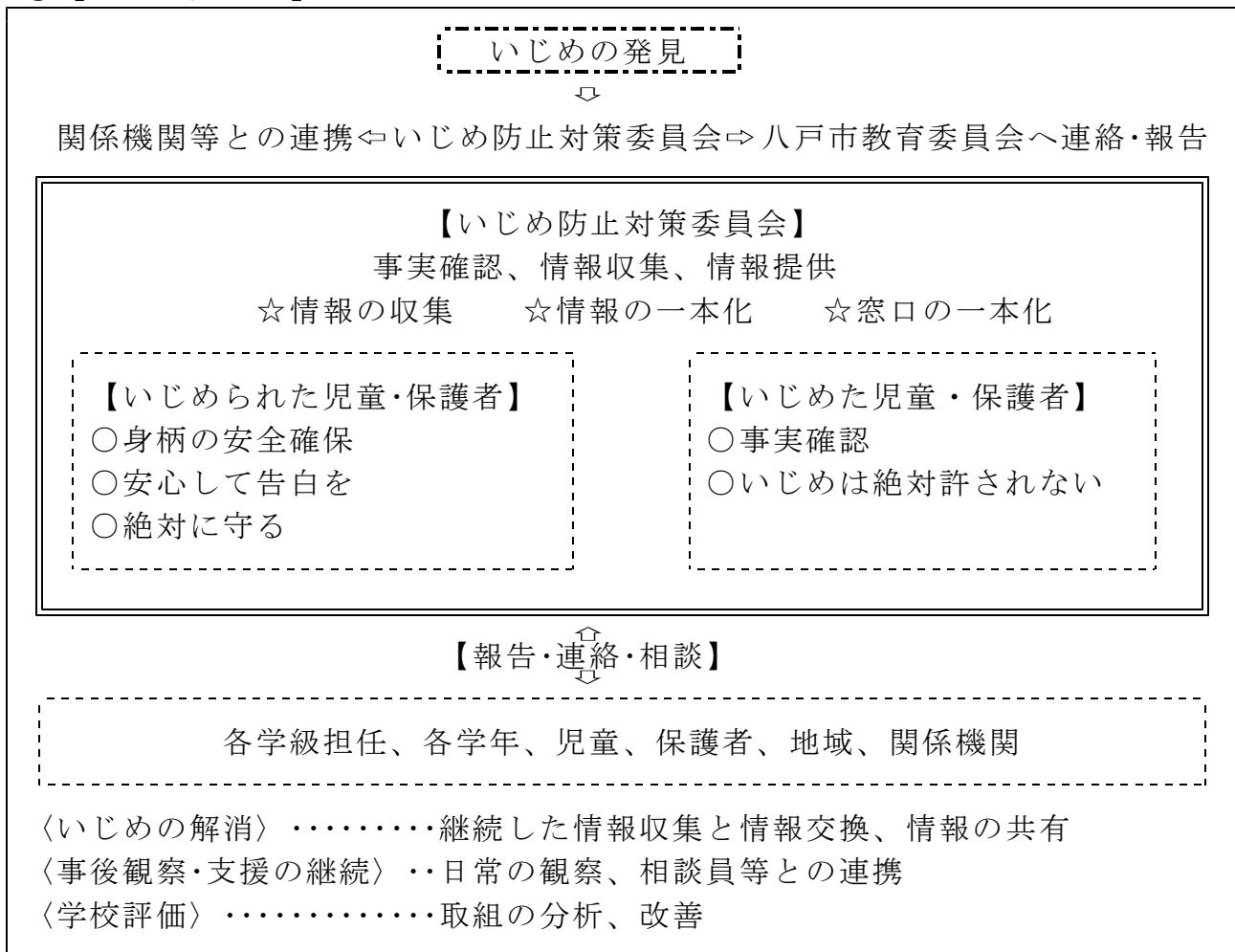
<いじめ防止体制>

① 【平常時】

「いじめ防止対策委員会」において、いじめ防止のための年間指導計画を作成し、学校全体で共通理解する。また、保護者や関係機関との窓口となり、日頃から協力体制を構築する。



② 【いじめ発生時】



③【重大事態発生時】

重大事態の発見

関係機関等との連携⇒いじめ防止対策委員会⇒八戸市教育委員会へ連絡・報告

重大事態が発覚した時点で、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応する。同時に校内サポートチームを立ち上げ、メンタルヘルスケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。

【いじめ防止対策委員会】⇒情報提供、情報共有⇒【教育委員会、地域学校連携協議会、PTA役員、警察等】

事実確認、情報収集、情報提供、説明責任

- 「だれがどう動くか」の確認、全教職員が速やかに
☆情報の収集 ☆情報の一本化 ☆窓口の一本化

【いじめられた児童・保護者】

- 身柄の安全確保
○安心して告白を
○絶対に守る
○学習環境の確保

関係児童への指導援助

【いじめた児童・保護者】

- 事実確認
○いじめは絶対許されない

各学級担任、各学年、児童、保護者、地域、関係機関

〈報道等への対応〉 八戸市教育委員会との連携

〈事後観察・支援の継続〉 .. 心のケア、日常の観察、関係機関・相談員等との連携

〈学校評価〉 取組の分析、改善

【参考：八戸市教育委員会 危機管理ハンドブック「いじめ問題への対応」より】

☆緊急対応のポイント

- ①事故発生・学校認知
②現場急行
③状況把握
④負傷の有無
⑤有：応急処置 ⑥無：安全確保
⑦周囲児童への処置
⑧学校へ一次情報伝達
⑨学校から保護者への連絡
⑩市教委連絡支援要請
⑪対策本部設置
⑫情報収集
⑬対応方針検討
⑭役割分担
⑮記録

一次対応

⑯緊急職員会議(情報共有)

⑰具体的対応

⑱当該児童・保護者

⑲関係児童・保護者

⑳全校児童

㉑PTA

㉒関係機関

㉓マスコミ

㉔ケア(児童、保護者、教職員)

㉕事後検証・再発防止

二次対応

三次対応